令和8年6月1日

入院時食事療養（Ⅰ）の届出に関する事項

・当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時～）適温で提供しています。

・入院時食事療養費及び入院時生活療養費の食事の提供にかかわる患者様のご負担額

入院時の食事にかかる標準負担額（１食あたり）

現役並所得Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ	**１食　550円**
一般	**１食　550円**
低所得Ⅱ	**過去1年間の入院が90日まで　　1食　270円** **過去1年間の入院が90日目以降の申請の日から　　１食 220円**
低所得Ⅰ	**１食　130円**

医療法人社団　育誠會

北総栄病院